

平成30年9月10日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
		5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

4番 矢野昭三

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議事日程第2号

平成30年9月10日 9時00分 開議

日程第1 議案第16号から第34号まで

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成30年9月10日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

矢野昭三君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第16号、平成29年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第34号、平成30年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第16号、平成29年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入のうち、1款の質疑はありませんか。

中島君。

8番（中島一郎君）

おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

ページ、15ページの町民税の件ですが、これは業務報告書133ページに不納欠損の状況等の記入がされておりますが。

今年、見てみますと不納欠損額が、昨年度は町民税で言えばゼロでございましたし、また固定資産についても、34（番）、51万8,000円が、今年は218万3,888円。そして軽自動車については、昨年が3万2,400円であるものが33万1,000円に。全体的に見ますと、合計額で383万3,893円となっております。

また、町民税で見ますと、収納率が若干、今年は上がっているようにも見えますけれども、実質的には不納欠損額の分母の分が少のうなりますので、昨年とはそれほど変わってないと認識を持てるんですが。

前、この不納欠損額、理由付けはここに、ページ、133ページにありますけれども、昨年度と比較してどうしてこのように大きくなったのか。

その点をまずお伺いしておきます。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは、中島議員の質問にお答えします。

今年度、不納欠損額が増えた理由ですが、執行停止の件数が大幅に増えてます。こちらにつきましては、納

税相談、また、その方といろいろ納付確約をする中でも、やはり生活に大変厳しいというものがあります。ほんで、この方につきましては3年前に、そういう状態を基に執行停止の整理をしております。で、それが今年度、不納欠損として挙がってきました。

以上です。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

決算書の15ページ、同じく固定資産税の不納欠損のところですけど。

先ほどちらっと話しよって大体は分かりましたけども、教えていただきたいのは、現年度分課税というところがございまして、現年度分課税の中で不納欠損が出てきておるということに、3万1,000円の不納欠損が現年度で出てきてます。

通常はまあ、特に個定の場合には考えられないわけで、通常の場合はですよ。資産があつて税を掛けてますので、不納欠損があり得るとするのは特別な事情がないとできないと思いますし。現年度で不納欠損することも、確かその中ではできるとは思うんですけども、この付近が説明がありませんでしたので、少し詳しく教えていただきたい。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、固定資産税の現年度欠損についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、法人が所有している固定資産税になります。この法人につきましては、平成18年3月に会社の破産整理をされております。その後、翌年、19年4月に破産手続が終了しておりますが、この際に法人の固定資産、中身は、土地、山林が2件、また、建物が1件であります。

今回、この固定資産税掛かっていますこの3件については、その際に整理がされてないまま、現在、法人の名義で残っているものです。

建物につきましては、土地の方、建っている土地については第三者の名義になっておりまして、上物だけがその法人の建物と。そういうふうな形で残っております。

で、町が考えるに当たりましては、底地が第三者で上物だけを、例えば法的に差し押さえして処分という形も取れるわけですが、上物だけを競売するという事はなかなか買い手がないんじゃないかということで考えております。

そのため、当時破産整理をする中でも残ってきたんじゃないかということで考えておりまして、それであれば新たに、財産管理人という法的措置を取っても、それで裁判所へ30万の供託金、そしてまた、その固定資産の再評価をするということになります。固定資産税の評価ではなくて、競売するための建物の評価をすることになります。その前の不動産鑑定士、また新たに30万と、約60万以上の費用が発生するようになってきます。

それをしても、今言いましたように底地が第三者、上物だけを処分ということにはなかなかならないと思つてまして、例年、3万1,000円の現年度欠損をしているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

全員協議会のときにちょっとお尋ねして、先ほど回答はいただきましたけども。

地方交付税の中で支所、佐賀支所。現在、黒潮町の場合には佐賀支所がありますが、その場合に、加算される交付税はどの程度あるのか。

お願いします。

議長 (山崎正男君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

藤本議員の質問にお答えを致します。

交付税、普通交付税のうちで基準財政需要額という算入の額になりますけども、支所の分の総合的な維持していく経費、距離でありますとか、別で行っている行政サービスについての経費をですね、約 1 億 8,000 万円

ほどの需用額としての計算を参入してございます。

以上でございます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

中島君。

8 番 (中島一郎君)

質問を致します。

決算書 59 ページの総務費雑入ですけれども、この 4 段目に庁舎移転補償金 2 億 2,092 万 6,394 円が記載をされております。

これ、平成 26 年度の決算書から引き出してみますと、26 年度にも 5 億 1,547 万円ですか、合計しますと 7

億 3,639 万 6,394 円が本庁に補償金として入っているわけですが。

この部分の業務報告書、僕もちょっとよう探さないかも分からんがですけども、非常にこう大きい金額ですが、まあ雑入に 2 億も 5 億も入るようなことはまれでありまして。

この補償額の若干の内訳といいますか、その部分をできれば説明を、経過とこの補償額の説明をひとつお願いを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

今、中島議員の方からお話がありましたが、平成 26 年度の雑入として 5 億 1,500 万程度入っていることと、29 年度の雑入として 2 億 2,000 万入っているということです。

通常でしたら、国庫財産収入として歳入しなければならないところですが、歳入が遅くなるため、やむを得ず雑入として入れたという経過がございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

すいません。

それで、今も申し上げましたとおり、これは旧の庁舎の分ですよね。国道 56 号の大方改良のバイパスに関するものですけども、その補償等でございますけれども。

そしたら、土地と建物。そこらあたりの面積というのか、算出の基礎というものはある程度分かると思うんですが。

その点をお願いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

その内訳につきましては、今手元にはありませんので、また後でお答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

すいません、83 ページですけど、歳出の 2 款だよ。いいですね。

委託料のところで、そこで移住者住宅支援事業費と、それから米原の生活バス運行委託、ありますね。

これはですね、役場ができないところを委託してるわけですけども、その移住者住宅支援事業をどのような形で、どこへ委託してですね、今後もこれがあるのかなということをお聞きしたい。

その今後もあるのかなというのは、米原の生活バスですけど、やっぱりこれも委託しなきゃできないわけですが、住民にとっては大変いいことだなと思うんですけど、利用状況があればまた今後も続けていかなきゃならないと思うんですけど。

この金額で、値上げしなきゃなんないとか何か、そういうことがもし出てくるかもしれないですけど、この米原のバスの運行委託ですね、そういう内容についても少し教えていただきたいです。

議長 (山崎正男君)

企画調整室長。

企画調整室長 (西村康浩君)

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

米原生活バス運行の方ですけども、西南交通さんの方に委託しております。

ここでは、利用状況の方なんですけれども、業務報告の 114 ページの方をご参照ください。その中の方でもはめておりますが、その中で米原の方の利用状況の方ですけども、年間で輸送人員が、米原単独ということではないんですけども町内の枝線としましては 4,853 人の方が利用されております。

この枝線につきましても、引き続き継続していく必要があると考えておりますので、それで継続を考えております。

以上です。

議長 (山崎正男君)

ほかに質疑はありませんか。

(宮地議員から「移住者住宅」との発言あり)

企画調整室長。

企画調整室長 (西村康浩君)

すいません。

移住者住宅の支援委託の方ですけども、これは黒潮町移住者支援協議会の方に、登録の面接等に係る委託でして。

これは毎週金曜日をめぐりに、移住者、この協議会に登録していただける方について面接しておりまして、これも引き続き継続をしております。

以上です。

議長 (山崎正男君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか

森君。

10 番（森 治史君）

125 ページになります。

その中の報酬費の所で、虐待予防コーディネーターということで187万5,000円の予算が組まれておりますが、何人の方にそういうことをお願いしておってやってる。

これの、どういう方のあれでやってるか、ちょっとこっちの報告書よう見てないんであれですが、少し教えていただけないでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員のご質問にお答え致します。

業務報告の157ページをご参照ください。

虐待予防コーディネーターとして、5月から嘱託職員として委託をしております。

コーディネーターの目的と致しましては、児童虐待の予防と早期発見の目的として、子ども家庭相談の窓口として雇用をしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今その、報酬とありますので、これ1名お雇いになってるということですが。

この方は、役場の方で業務をやっておるのでしょうか。それとも、どこかほかの場所で委託された方がやってるのでしょうか。

その場所は、お宅の健康福祉課の中にその方がおいでで相談を受けていることでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

役場の中の健康福祉課の福祉係の方へ籍を置いて、相談を受けております。

以上です。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

2 カ所ですが、ちょっと教えてください。

173 ページの方で、委託料と工事請負費が、町内の長瀬地区でした、ごめんなさい。縫製工場の倉庫の設計委託、これは管理はかまんとしても、ここに工事請負費の方で 794 万、約 800 万円が挙がっております。それは大事なことで、造ることは結構ながですけど。

これはやはり、後々は町の方が賃貸料が徴収されるのか否か、いうことと。

もう 1 点は、175 ページの、スポーツを核にした、委託料の方ですけど、まちのにぎわい創出事業委託というところで。

これは NPO の砂浜美術館の方に多く委託されていると思いますが、どのような活動でされているか。266 のあれを読ませていただきましたけど、あまりはっきり自分の方がようつかまんもんで。

業務内容としてはどんなことをされているかをお願い致します。

議長 (山崎正男君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは、森議員のご質問にお答えを致します。

まず、倉庫の建設に伴う使用料ですけれども、倉庫が完成致しましたので、使用料も増額して頂くようにしております。

それと、175 ページ、同じく委託料のスポーツを核にしたまちのにぎわいづくりの件でございますけれども。

業務報告の 264 ページからが、その委託料が載っておりますが、ページをめくっていただきまして 266 ページから 266 ページの中ほどのポツの所に、スポーツを核にしたまちのにぎわい創出事業業務委託ということで、それ以下に載せております。

ご質問の内容ですけれども、砂浜美術館に委託をしておりますのは主にスポーツツーリズム、観光業務の中でもスポーツツーリズムの推進につきまして砂浜美術館に委託をし、ここに掲げておりますようにスポーツの推進強化であったりスポーツイベントの開催、それと誘客効果調査分析等、あと、掲載しておりますけれども。そういったことを砂浜美術館の方に委託をしております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

森君。

10 番 (森 治史君)

その結果、5 年間とかいうて、スポーツ合宿とかいうて、確実にそれは前年度と比べた場合に、スポーツ合宿その他のものが、町内への泊まり込み人数とか直接的な経済効果とか、経済波及というものが上がってきておるがでしょうか。

ここで数字は出ておりますけど、実際にそれだけのものが、見合うだけのものがあつたかどうかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、この事業の効果についてご説明を致します。

まず、数字的なもので申し上げますと、業務報告の267ページの下の方にスポーツ合宿誘致実績ということで、その宿泊数と経済効果については記載をさせていただいております。

このように年々、宿泊の人数も伸びておりますし、それに伴いまして経済効果も上がっておりますので、効果が出ているものと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、決算書505ページからの、平成29年度財産に関する調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号、平成29年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質

疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 17 号の質疑を終わります。

次に、議案第 18 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 29 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 29 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

493 ページ。その中に使用料というところがありますが、1 款 1 項 1 目、サービス使用料。

この中の 2 節のサービスの所ですが、調定額の所が 41 万 6,900 円となっております。ところが今年の、28 年度の決算によりますと未収金の額が、サービス使用料の収入未済額が 41 万 9,060 円ながですよ。

これでいきますと、調定額が 2,160 円違うがですね。少なくなっていると思うんですが、まあ特別な事情が何かあったかなと。

ほんで、通常は、この 28 年度の決算書の未収金が多分過年度の調定額にならんと、通常はおかしいと思うがです。

これはどうなっておるのかを、ちょっとお伺いします。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

藤本議員のご質問にお答え致します。

この収入未済額 41 万 9,060 円、今年度の調定額 41 万 6,900 円、差額 2,160 円の中身ということでございますけども。28 年度から 29 年度に未収金としていたこの金額ですけども、29 年度の中でこの未収金を精査していく中で、停止の月の誤りというのが 2 件判明しました。

なので、未収金として扱って調定にしていたものを、その誤りが見つかった時点でその 2 件を調定減として、1,080 円の 2 件で 2,160 円を減額として伝票処理したものでございます。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

本来、そしたらお金が入ってこん部分を、実際に入ってくる予定だということで未収金にしておったということですよ。どうしてそういうものが出てきたかなあとは思いますが。

この、そしたら 2,160 円の処理は、この決算書の中ではどういう処理になっておるんですかね。去年との整合性の部分で。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

未収金として扱っていたものを翌年度、先ほど言いましたように、本来であればその時点で精査をして未収金とすべきでない額が翌年度の調定額として挙がっていましたので、調定額の方を調定伝票処理の中で2名の減額ということで処理させてもらっています。

以上でござ少しいます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

業務報告の何ページにそれは載せてるんですかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すいません、業務報告の中では出てきておりません。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

できたらですね、そういう付近は説明のときに明確に説明していただかないと。

数字が違うというのは、本来ここへ入ってくるべきものが入ってないと。どういう処理されたのかなど。要は、数字が継続的に次の決算書に、決算書から決算書に移っていくわけですので、途中で間違いがあつてそういう処理をした場合は、業務報告か何かに特記事項で書いていただくか、あるいはこの決算をするときにそういう部分を説明をしてから。ただ数字の羅列だけでだらだらだら説明されてもですね、なかなか分からんわけですよ。たまたま見よって気が付きましたので今回お伺いしましたけど、これそのまま何年かしようたら、多分もう分からんがやないかなど。

どこでどうして処理をしておるのかいうがは我々には見えませんので、やはり見える化といいますか、透明化を図るためにはそういう数字の間違いがもしあった場合にはきちっと説明をしていただいて、ここに載せるとか。あるいは、先ほども言いましたように、説明のときにここの部分はこういうことで違うておったと。多分、監査でも多分引っ掛かったと思うんですけども。その付近をやっぱり説明をね、やっぱりしていただくということが大事ではないかなと思います。

で、業務報告の方もちょっと見よりましたけど、やはりそういう部分、このことだけでなくでですね、もう少し。例えば、Wi-Fiのネットワークもやっておられるんですけど、事業費だけを書くんじゃなくて、どこの業者が来てどうやったかいうぐらいのことはですね。金額は決算書を見れば分かりますので。そういうことじゃなくて、そういう中身をやはり記載していただくと、今後、見ていく者にとってみればですね。これ一つの、前にも言いましたように公文書として財産です。何年かしようても、このこと見れば分かるようにしていただくというのが大事だろうと思いますので、以後お願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員ご指摘のとおり、実際処理は、書類上はこちらの方できっちり管理をしていますけれども、それが業務報告等ではっきり見えるような形にできてなかったということでございますので、そちらについてはこれからお分かりできるような形で整理をしてお示ししていきたいと思っております。

また、Wi-Fi 等そういった整備に関しても、数字だけではなくて、そういった状況がどうであるかといったこともできるだけ分かりやすい形で、今後お示ししていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

7 ページになりますけど、流動資産の所で、2、未収金が 1 億 953 万 1,972 円を挙げ、そこに貸倒引当金として 1,672 万 1,460 円は掲載されておりますが。

この貸倒引当金、こちらの参考資料の方の 9 ページの方に詳しく滞納の件数とかは書いていただいておりますんですけど。水道でこれ安易に、不納欠損の処理で貸倒引当金という形で処理されると、なかなか大きな問題になってくると思うんですが。

私の記憶が正しいと思っておりますけど、これ平成元年までは、それまで昭和の年号のときには、旧大方の方では水道料は 5 年たったら不納欠損のような処理をされているということをお聞きしておりました。それが、私の聞き間違いかもしれませんが平成元年から、そのときの町長が水道料だけの不納欠損はしないということで、必ず使った方に払ってもらう方向性に変ったというふうに思っております。

その事情によっては、どうしても、ご本人が亡くなり相続人がおらん場合には、それは水道料も不納欠損としての処理は、貸倒引当金での処理はせないかんと思いますが、そのへんを安易にやられる考えなのか。

報告書の方を見ても、なかなか大きな金額になっております。5 年以上とか、中には 10 年以上の方もおいでます。けどやはり、コトゴトもろうちよかないかんと思います。

でこれ、審議委員会のときにはそこまで気が付かったことで、私は委員会が違いますので質問させてもらっておりますけど。

そのへんのことを、やはり住民にしてみたら、水道料金をお支払いしてくれてる方にとっては不満が出てくると思いますので。そのへんをしっかりと、不納処理にする場合のことをきちっとしていただかんとほかの方々に説明がつかんと思っております。

そのへんをお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは森議員の、貸倒引当金のことについてご説明を申し上げます。

この貸倒引当金につきましては、平成 26 年度に公営企業の改正がございまして、このように予算上に計上することになりました。

議員ご質問のとおり、この貸倒引当金につきましては、この決算書のページ数 12 ページの方に引当金の計上基準ということで、不納欠損による損失に備えるためということで、この貸倒引当金の意味合いは必ずしもすべて不納欠損処理を扱いするものではなくて、これにつきましては貸倒債権として、未納が 3 年以上経過した者を引き当てとしております。

水道につきましては、民法で非債権扱いとなりまして 2 年が時効でございますので、それを超える者についてはこういうことで、滞納者に対して随時請求はずっとしておりますので、安易に不納欠損するものではございません。

今後でもですね、この引当金に計上しました額につきましては引き続き滞納整理をしていきますので、よろしくをお願いします。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

分かります。そのせざるを得んことも出てくると思いますが。

その場合に明確に、その請求する方がいなくなったとかいう場合がありますよね。ご本人が亡くなり、財産放棄されたらもう行く先はないので。

それから、今のお話のように 2 年すると時効になるとかいうことやったら、この 2 年の時効は恐らく、手続きを取って続けていけるようにやっていると思います。そういうことをきちっとしているということが、やはり住民の方に分かっていただくことが一番大事なことやないかと思います。

皆さん、水がなかったら、水道がなかったら、ほんとと今生活ができん状態になっております。その方々で、やっぱりきつくても水道料金をきちきち払ってる方がおいでる。皆さん、楽に払ってる方もおられるかもしれませんが、皆さんそういうような気持ちが強いので、以前のように払わん得だというような言葉が出ないようにきちっとしていただきたいということをお願いしておるのですが。

取り組みは、今言われたように 2 年たっても、ほいたら 2 年で時効にならないような手続きもきちっとやっていたらいいと思いますが、そのへんのことをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答え致します。

例年ですね、この滞納者につきましては給水停止の方の通知もしております。

平成 29 年度につきましては、平成 29 年の 7 月 28 日、ならびに平成 30 年の 1 月 25 日に、通知の方を発送しております。ここの、現在も 176 件ほど通知もしましたけど、その中で完納していただく方もおられますし、分納確約という方もおられますので、この付近を守っていただいて整理をしていきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次の、議案第 31 号、平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正について質疑を行います。

初めに、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 16 号から議案第 34 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 9 時 54 分